

報告第4号

矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和8年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例等の一部を改正する条例

(矢巾町税条例の一部改正)

第1条 矢巾町税条例(昭和30年矢巾町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第19条の2 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条の4第1項(第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第65条、<u>第78条の6第1項</u>、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条、第125条の2第1項、第132条又は第140条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第78条の6第1項の申告書</u>、第93条第1項若しくは第2</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第19条の2 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条の4第1項(第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第65条、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条、第125条の2第1項、第132条又は第140条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第</p>

項の申告書又は第125条の2第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第78条の6第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]  
(所得割の課税標準)

第34条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第35条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 [略]  
(寄附金税額控除)

第35条の7 [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(町民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控

1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]  
(所得割の課税標準)

第34条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第35条の9において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 [略]  
(寄附金税額控除)

第35条の7 [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(町民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控

除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 〔略〕

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規

除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 〔略〕

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規

定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する条件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 [略]

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第

定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2項において同じ。) (合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する条件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 [略]

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下で

1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

[新設]

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に

あるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下である者に限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する

規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 〔略〕

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

〔削除〕

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この

(軽自動車税のみならず課税)

第78条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第77条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第78条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第78条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課す

限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第78条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

る環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3  
（環境性能割の徴収の方法）

第78条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第78条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第78条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第78条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その

〔削除〕

〔削除〕

〔削除〕

〔削除〕

他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(種別割の賦課期日及び納期)

第80条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第82条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第84条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りではない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第80条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第82条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第84条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りではない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 [略]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第85条 [略]

2・3 [略]

(種別割の減免)

第85条の2 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、この事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第86条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若

4 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第85条 [略]

2・3 [略]

(軽自動車税の減免)

第85条の2 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、この事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第86条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) [略]

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若

しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 〔略〕

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第87条 〔略〕

2 法第445条若しくは第78条の2又は第77条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第78条の2又は第77条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、ま

しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 〔略〕

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第87条 〔略〕

2 法第445条若しくは第78条の2又は第77条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第78条の2又は第77条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者に

た、同様とする。

3～6 〔略〕

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 〔略〕

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

についても、また、同様とする。

3～6 〔略〕

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 〔略〕

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

〔削除〕

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第1項」とする。

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲

（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲

げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の6第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の2の2第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の6から第35条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 〔略〕

げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の6第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の2の5第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の6から第35条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 〔略〕

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14分の11とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

〔削除〕

〔削除〕

〔削除〕

11 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合

は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 〔略〕

18 〔略〕

〔新設〕

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 〔略〕

2～6 〔略〕

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住

は、3分の2とする。

12 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 〔略〕

15 〔略〕

16 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 〔略〕

2～6 〔略〕

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住

宅改修費

(7) 〔略〕

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

10 〔略〕

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

12・13 〔略〕

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して

宅改修費

(7) 〔略〕

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

10 〔略〕

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

12・13 〔略〕

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して

町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [略]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</sup>

町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [略]

[削除]

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第78条の6第1項の納期限（納期限の延長があつた時は、その延長された納期限）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。  
（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 町長は、当分の間、第78条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

[削除]

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第78条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

[削除]

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

[削除]

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条

[削除]

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）〔略〕

（2）第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）～（5）〔略〕

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）〔略〕

（2）第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）～（5）〔略〕

（軽自動車税の税率の特例）

第16条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年

属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車~~が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。~~

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。~~

を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車~~が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。~~

[削除]

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の4 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の6 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の6第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の4 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車に前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の6 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の6第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第

段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の6第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の6第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

4 〔略〕

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の

1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の6第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の6第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

4 〔略〕

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の

譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

[新設]

譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条の5 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第

当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条の5 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1

35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の2 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の3 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2

項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の2 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の3 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用につ

第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

3・4 〔略〕

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の4 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

いては、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

3・4 〔略〕

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の4 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の

〔新設〕

特例)

第18条の2の5 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用の範囲については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の2の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の5第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の

2の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは附則第18条の2の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の5第1項に規定する町民税の所得割の額」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成26年矢巾町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する<u>軽自動車税の種別割</u>に係る矢巾町税条例第79条及び附則第16条の3の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する<u>軽自動車税</u>に係る矢巾町税条例第79条及び附則第16条の3の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 矢巾町税条例の一部を改正する条例（令和8年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正規定の表中矢巾町税条例第127条及び第134条の改正に係る部分を次のように改める。

(国民健康保険税の課税額)

第127条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費

(国民健康保険税の課税額)

第127条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費

用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)・(3) [略]

[新設]

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。

3・4 [略]

[新設]

用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)・(3) [略]

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に関する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合には、基礎課税額は、67万円とする。

3・4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得

場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得

た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者  
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均  
等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除  
く。)1人について 18,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等  
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,480円  
(イ) 特定世帯 9,240円  
(ウ) 特定継続世帯 13,860円

ウ～カ [略]

[新設]

[新設]

[新設]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得  
金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属す  
る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給  
与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給  
与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額  
を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ  
き305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務  
者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均  
等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除

た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者  
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均  
等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除  
く。)1人について 18,060円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等  
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,920円  
(イ) 特定世帯 8,960円  
(ウ) 特定継続世帯 13,440円

ウ～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付  
金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に  
規定する世帯主を除く。)1人について 770円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付  
金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者  
(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ  
いて 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付  
金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応  
じ、それぞれに定める額  
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円  
(イ) 特定世帯 280円  
(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得  
金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属す  
る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給  
与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給  
与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額  
を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ  
き31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者  
(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均  
等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除

く。)1人について 13,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,200円

(イ) 特定世帯 6,600円

(ウ) 特定継続世帯 9,900円

ウ～カ [略]

[新設]

[新設]

[新設]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

く。)1人について 12,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,800円

(イ) 特定世帯 6,400円

(ウ) 特定継続世帯 9,600円

ウ～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 550円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,280円

(イ) 特定世帯 2,640円

(ウ) 特定継続世帯 3,960円

ウ～カ [略]

[新設]

[新設]

[新設]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円

(2) [略]

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,120円

(イ) 特定世帯 2,560円

(ウ) 特定継続世帯 3,840円

ウ～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 220円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,870円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,450円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,320円

(2) [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第128条の規定により算定した所得割の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第130条第4項第2号の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第130条第4項第3号で規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割

（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定して被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条の規定による矢巾町税条例第37条の2第1項ただし書、第37条の3の2及び第37条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定並びに附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- （2） 第1条の規定による矢巾町税条例第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- （3） 第1条の規定による矢巾町税条例第35条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- （4） 第1条の規定による矢巾町税条例附則第7条の4の改正規定（前項に掲げる改正規定を除く。）及び第18条の2の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行する日の属する年の翌々年の1月1日
- （5） 第3条の規定による矢巾町税条例の一部を改正する条例の改正規定 公布の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の矢巾町税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の矢巾町税条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用

に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の2の5の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告について

令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和8年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日  
矢 巾 町 長 高 橋 昌 造

## 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）

令和7年度矢巾町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,894千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,177,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		167,507	4,736	172,243
	1 地方揮発油譲与税	37,418	984	38,402
	2 自動車重量譲与税	123,922	3,818	127,740
	3 森林環境譲与税	6,167	△ 66	6,101
3 利子割交付金		1,107	5,116	6,223
	1 利子割交付金	1,107	5,116	6,223
4 配当割交付金		8,454	5,608	14,062
	1 配当割交付金	8,454	5,608	14,062
5 株式等譲渡所得割交付金		3,940	18,906	22,846
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,940	18,906	22,846
6 法人事業税交付金		83,469	△ 1,185	82,284
	1 法人事業税交付金	83,469	△ 1,185	82,284
8 環境性能割交付金		12,754	△ 895	11,859
	1 環境性能割交付金	12,754	△ 895	11,859
9 地方特例交付金		27,807	1,623	29,430
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	1,623	1,623
10 地方交付税		2,378,800	83,365	2,462,165
	1 地方交付税	2,378,800	83,365	2,462,165
11 交通安全対策特別交付金		3,052	98	3,150
	1 交通安全対策特別交付金	3,052	98	3,150
12 分担金及び負担金		126,150	△ 530	125,620
	1 負担金	126,150	△ 530	125,620
14 国庫支出金		2,694,072	△ 72,305	2,621,767
	1 国庫負担金	1,437,406	△ 11,813	1,425,593
	2 国庫補助金	1,252,931	△ 60,848	1,192,083
	3 委託金	3,735	356	4,091

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県 支 出 金		1,032,205	△ 19,403	1,012,802
	1 県 負 担 金	608,050	△ 5,688	602,362
	2 県 補 助 金	336,747	△ 22,346	314,401
	3 委 託 金	87,408	8,631	96,039
20 諸 収 入		81,531	460	81,991
	5 雑 入	53,436	460	53,896
21 町 債		573,300	△ 5,700	567,600
	1 町 債	573,300	△ 5,700	567,600
補正されなかった款項にかかる金額		6,963,466		6,963,466
歳 入 合 計		14,157,614	19,894	14,177,508

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,828,945	133,204	2,962,149
	1 総務管理費	2,507,824	135,399	2,643,223
	3 戸籍住民基本台帳費	77,581	0	77,581
	4 選挙費	58,225	△ 2,195	56,030
	5 統計調査費	24,337	0	24,337
3 民生費		5,027,804	△ 87,725	4,940,079
	1 社会福祉費	2,443,038	△ 36,291	2,406,747
	2 児童福祉費	2,584,766	△ 51,434	2,533,332
4 衛生費		950,260	△ 25,844	924,416
	1 保健衛生費	350,401	△ 1,739	348,662
	2 環境衛生費	599,859	△ 24,105	575,754
6 農林水産業費		619,574	259	619,833
	1 農業費	601,639	△ 90	601,549
	2 林業費	17,935	349	18,284
7 商工費		147,436	0	147,436
	1 商工費	147,436	0	147,436
8 土木費		1,660,150	0	1,660,150
	2 道路橋梁費	1,012,614	0	1,012,614
	4 都市計画費	534,313	0	534,313
	5 住宅費	71,558	0	71,558
10 教育費		1,163,135	0	1,163,135
	2 小学校費	259,101	0	259,101
	3 中学校費	128,220	0	128,220
	4 社会教育費	239,358	0	239,358
	5 保健体育費	346,548	0	346,548
補正されなかった款項にかかる金額		1,760,310		1,760,310
歳出合計		14,157,614	19,894	14,177,508

## 第2表

## 繰越明許費補正

## 1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	食料品物価高騰対策支援事業	29,112
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当	14,933
4 衛生費	2 環境衛生費	重点対策加速化事業	6,865
		矢巾斎苑維持管理事業	367
7 商工費	1 商工振興費	中小企業物価高騰対策支援事業	42,796
8 土木費	4 都市計画費	都市計画総務事業	4,380
		矢巾町活動交流センター維持管理事業	715
10 教育費	5 保健体育費	共同調理場維持補修事業	23,320
合 計			122,488

## 2 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
10 教育費	2 小学校費	小学校維持管理事業	60,775	51,240
合 計			60,775	51,240

第3表 債務負担行為補正

1 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小規模小口資金保証料補給	令和7年度から 令和13年度まで	岩手県信用保証協会が定める保証 料のうち1.0%以内の額	令和7年度から 令和11年度まで	岩手県信用保証協会が定める保証 料のうち1.0%以内の額

第4表

## 地方債補正

## 1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地整備事業	110,300	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	110,000	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
道路整備事業	175,900				170,800			
小学校施設整備事業	47,500				47,200			



# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	4,234,389		4,234,389
2 地 方 譲 与 税	167,507	4,736	172,243
3 利 子 割 交 付 金	1,107	5,116	6,223
4 配 当 割 交 付 金	8,454	5,608	14,062
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,940	18,906	22,846
6 法 人 事 業 税 交 付 金	83,469	△1,185	82,284
7 地 方 消 費 税 交 付 金	909,751		909,751
8 環 境 性 能 割 交 付 金	12,754	△895	11,859
9 地 方 特 例 交 付 金	27,807	1,623	29,430
10 地 方 交 付 税	2,378,800	83,365	2,462,165
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,052	98	3,150
12 分 担 金 及 び 負 担 金	126,150	△530	125,620
13 使 用 料 及 び 手 数 料	75,867		75,867
14 国 庫 支 出 金	2,694,072	△72,305	2,621,767
15 県 支 出 金	1,032,205	△19,403	1,012,802
16 財 産 収 入	29,034		29,034
17 寄 附 金	97,793		97,793
18 繰 入 金	1,136,395		1,136,395
19 繰 越 金	480,237		480,237
20 諸 収 入	81,531	460	81,991
21 町 債	573,300	△5,700	567,600
歳 入 合 計	14,157,614	19,894	14,177,508

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	127,253		127,253					
2 総務費	2,828,945	133,204	2,962,149	△36,718		558	169,364	
3 民生費	5,027,804	△87,725	4,940,079	△31,901		△530	△55,294	
4 衛生費	950,260	△25,844	924,416	△24,689		△100	△1,055	
5 労働費	28,415		28,415					
6 農林水産業費	619,574	259	619,833	52	△300		507	
7 商工費	147,436		147,436	△2,094			2,094	
8 土木費	1,660,150		1,660,150	2,822	△5,100		2,278	
9 消防費	409,074		409,074					
10 教育費	1,163,135		1,163,135	△95	△300		395	
11 災害復旧費	2,200		2,200					
12 公債費	1,184,367		1,184,367					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	14,157,614	19,894	14,177,508	△92,623	△5,700	△72	118,289	

歳

入



2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	37,418	984	38,402	1 地方揮発油譲与税	984	地方揮発油譲与税の増 984
計	37,418	984	38,402			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	123,922	3,818	127,740	1 自動車重量譲与税	3,818	自動車重量譲与税の増 3,818
計	123,922	3,818	127,740			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	6,167	△66	6,101	1 森林環境譲与税	△66	森林環境譲与税の減 △66
計	6,167	△66	6,101			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	1,107	5,116	6,223	1 利子割交付金	5,116	利子割交付金の増 5,116
計	1,107	5,116	6,223			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	8,454	5,608	14,062	1 配当割交付金	5,608	配当割交付金の増 5,608
計	8,454	5,608	14,062			

2 地方譲与税

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	3,940	18,906	22,846	1 株式等譲渡所得割交付金	18,906	株式等譲渡所得割交付金の増 18,906
計	3,940	18,906	22,846			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	83,469	△1,185	82,284	1 法人事業税交付金	△1,185	法人事業税交付金の減 △1,185
計	83,469	△1,185	82,284			

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	12,754	△895	11,859	1 環境性能割交付金	△895	環境性能割交付金の減 △895
計	12,754	△895	11,859			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	1,623	1,623	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,623	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1,623
計	0	1,623	1,623			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2,378,800	83,365	2,462,165	1 地方交付税	83,365	特別交付税の増 83,365
計	2,378,800	83,365	2,462,165			

## (款) 11 交通安全対策特別交付金

## (項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	3,052	98	3,150	1 交通安全対策特別交付金	98	交通安全対策特別交付金の増	98
計	3,052	98	3,150				

## (款) 12 分担金及び負担金

## (項) 1 負担金

1 民生費負担金	24,302	△530	23,772	2 児童福祉施設費負担金	△537	乳児等通園支援事業利用者負担金の減	△537
				3 児童福祉費負担金	7	子育て短期支援事業費負担金の増	7
計	126,150	△530	125,620				

## (款) 14 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,420,270	△11,441	1,408,829	2 障害者自立支援給付費負担金	△11,346	障害者自立支援給付費負担金の減	△11,346
				4 児童手当交付金	0	被用者児童手当交付金の減 非被用者児童手当交付金の増 被用者3歳以上高等学校修了前交付金の減	△1 3 △2
				6 低所得者保険料軽減負担金	△95	低所得者保険料軽減負担金の減	△95
2 衛生費国庫負担金	16,930	△372	16,558	1 未熟児養育医療費負担金	△372	未熟児養育医療費負担金の減	△372
計	1,437,406	△11,813	1,425,593				

## (款) 14 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	641,666	△39,595	602,071	1 個人番号カード交付事業費等補助金	△1,172	個人番号カード交付事務費補助金の減	△1,172
------------	---------	---------	---------	--------------------	--------	-------------------	--------

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				3 デジタル基盤改革 支援補助金	△25,293	デジタル基盤改革支援補助金の減 △25,293
				4 地方創生推進交付 金	△13,130	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減 △13,130
2 民生費国庫補助金	308,139	61	308,200	2 児童福祉費補助金	4,014	子ども・子育て支援交付金の増 保育対策総合支援事業費補助金の減 4,483 △469
				3 社会福祉費補助金	△3,953	重層的支援体制整備事業交付金の減 △3,953
3 衛生費国庫補助金	38,294	△23,742	14,552	1 保健衛生費補助金	297	母子保健衛生費補助金の増 医療施設運営費等補助金の増 254 43
				2 環境衛生費補助金	△24,039	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の減 △24,039
4 土木費国庫補助金	236,374	2,706	239,080	2 住宅費補助金	2,706	社会資本整備総合交付金の増 2,706
5 教育費国庫補助金	28,458	△278	28,180	2 文化財保護費補助 金	△45	史跡等保存活用計画等策定費補助金の減 △45
				3 公立学校施設整備 費補助金	△233	学校施設環境改善交付金の減 △233
計	1,252,931	△60,848	1,192,083			

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

2 民生費委託金	3,565	356	3,921	1 児童手当委託金	△3	特別児童扶養手当事務委託金の減 △3
				2 社会福祉費委託金	359	国民年金事務費交付金の増 359
計	3,735	356	4,091			

## (款) 15 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	607,585	△5,688	601,897	3 障害福祉事業費負担金	△5,673	障害者自立支援給付費負担金の減	△5,673
				6 児童手当負担金	0	非被用者児童手当負担金の増 被用者3歳以上高等学校修了前負担金の減	1 △1
				7 児童福祉施設費負担金	33	施設等利用費負担金前年度精算金の増	33
				8 低所得者保険料軽減負担金	△48	低所得者保険料軽減負担金の減	△48
計	608,050	△5,688	602,362				

## (款) 15 県支出金

## (項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	15,177	△4,953	10,224	2 結婚新生活支援事業費補助金	△1,404	結婚新生活支援事業費補助金の減	△1,404
				3 移住支援事業費補助金	△3,528	移住支援事業費補助金の減	△3,528
				6 地域経営推進費補助金	△54	地域経営推進費補助金の減	△54
				7 地域少子化対策重点推進交付金	33	地域少子化対策重点推進交付金の増	33
2 民生費県補助金	169,399	△16,454	152,945	1 社会福祉費補助金	△4,623	重度心身障害者医療費助成事業補助金の減 重層的支援体制整備事業交付金の減	△3,408 △1,215
				2 障害福祉費補助金	△1,284	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成補助金の減 地域生活支援事業費補助金の減 難聴児補聴器購入助成事業費補助金の減 在宅超重症児者等短期入所支援事業費補助金の減	△5 △1,071 △20 △188

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
				3 老人福祉費補助金	△939	高齢者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金の減 老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金の減	△815 △124
				4 介護保険運営事業費補助金	△99	介護保険事業費補助金の減	△99
				5 児童福祉費補助金	△6,307	子ども・子育て支援交付金の減 産休等代替職員費補助金の減 保育対策総合支援事業費補助金の減 いわて子育て応援在宅育児支援金の減	△3,399 △487 △2,206 △215
				6 母子福祉費補助金	△3,202	子ども医療費助成事業補助金の減 妊産婦医療費助成事業補助金の減 ひとり親家庭医療費助成事業補助金の減	△2,659 △187 △356
3 衛生費県補助金	8,968	△865	8,103	1 保健衛生費補助金	△865	健康増進事業補助金の減 がん患者医療用補整具購入事業費補助金の減 骨髄ドナー支援事業費補助金の減 妊婦のための支援給付費補助金の減	△603 △104 △140 △18
6 教育費県補助金	1,863	△74	1,789	2 社会教育総務費補助金	△74	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の減	△74
計	336,747	△22,346	314,401				

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	78,791	8,486	87,277	1 総務費委託金	151	いわてグラフ世帯配布委託金の増 市町村事務処理交付金の増	9 142
				3 統計調査費委託金	2,995	国勢調査委託金の増	2,995
				4 選挙費委託金	5,340	在外選挙人名簿登録等委託金の減 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金の増	△1 5,883

## (款) 15 県支出金

## (項) 3 委託金

						衆議院議員総選挙開票速報事務委託金の増 参議院議員通常選挙委託金の減 参議院議員通常選挙開票速報事務委託金の増	59 △620 19
2 民生費委託金	482	29	511	2 児童福祉費委託金	29	ひとり親家庭等日常生活支援事業事務委託金の増	29
5 土木費委託金	6,706	116	6,822	2 都市計画費委託金	116	開発許可取扱委託金の増 建築確認調査事務委託金の増 盛土規制法事務委託金の減	201 15 △100
計	87,408	8,631	96,039				

## (款) 20 諸収入

## (項) 5 雑入

2 雑入	53,248	460	53,708	2 総務費雑入	560	盛岡都市圏地域公共交通会議負担金返還金の増	560
				4 衛生費雑入	△100	過年度出産・子育て応援交付金の減	△100
計	53,436	460	53,896				

## (款) 21 町債

## (項) 1 町債

3 農林水産業債	110,300	△300	110,000	1 農地整備事業債	△300	公共事業等債の減	△300
4 土木債	194,000	△5,100	188,900	1 道路整備事業債	△5,100	地方道路等整備事業債の減 緊急自然災害防止対策事業債の減	△4,000 △1,100
6 教育債	49,300	△300	49,000	1 小学校施設整備事業債	△300	学校教育施設等整備事業債の減	△300
計	573,300	△5,700	567,600				



歳

出



3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1一般管理費	488,197	0	488,197	1,794			△1,794		財源更正	
6企画費	595,813	△8,033	587,780	△8,965		560	372	10需用費 18負担金、補助及び交付金 22償還金、利子及び割引料	△78 △7,178 △777	◎企画事業の減 △8,033 ○公共交通事業の減 △513 盛岡都市圏地域公共交通会議負担金 △493 交通事業者物価高騰対策支援金 △20 ○地方創生事業の減 △7,520 消耗品費 △78 いきいき岩手結婚サポートセンター入会助成金 △10 結婚新生活支援補助金 △2,055 移住支援金 △4,600 過年度交付金返還金 △777
8財政調整基金費	754,988	143,432	898,420			△2	143,434	24積立金	143,432	◎財政調整基金積立事業の増 143,432 ○財政調整基金積立事業の増 143,432 財政調整基金積立金 143,432
9コミュニティ対策費	38,699	0	38,699	9			△9			財源更正
10電子計算費	371,952	0	371,952	△32,723			32,723			財源更正
計	2,507,824	135,399	2,643,223	△39,885		558	174,726			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	77,581	0	77,581	△5,168			5,168		財源更正	
計	77,581	0	77,581	△5,168			5,168			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	26,419	0	26,419	1			△1			財源更正
3 参議院議員通常選挙費	17,086	0	17,086	575			△575			財源更正
4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	14,542	△2,195	12,347	4,764			△6,959	1 報酬	△154	◎衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の減 △2,195 ○一般職員給与費の減 △1,270 ○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の減 △925 投票管理者報酬 △5 投票立会人報酬 △8 会計年度任用職員報酬 △141 費用弁償 △39 消耗品費 △456 燃料費 △46 食糧費 △22 印刷製本費 △89 通信運搬費 △118 ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料 △1
計	58,225	△2,195	56,030	5,340			△7,535			

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

2 指定統計費	18,069	0	18,069	2,995			△2,995			財源更正
計	24,337	0	24,337	2,995			△2,995			

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	504,752	△4,900	499,852	△10,841			5,941	19 扶助費	△4,900	◎重度心身障害者医療費事業の減 ○重度心身障害者医療費助成事業の減 医療給付費	△4,900 △4,900 △4,900
2 障害福祉費	978,282	△25,651	952,631	△22,695			△2,956	11 役務費 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助費	△7 △1,100 △24,544	◎障害福祉総務事業の減 ○障害福祉総務事業の減 通信運搬費 障害者福祉施設等物価高騰対策支援給付金 ◎障害者支援事業の減 ○障害者給付事業の減 酸素濃縮器電気使用料助成金 難聴児補聴器購入助成事業給付費 障がい者にやさしい住まいづくり推進事業給付費 超重症児者等短期入所特別給付費 ○障害者自立支援事業の減 介護給付費・訓練等給付費 特定障害者特別給付費 高額障害福祉サービス等給付費 相談支援給付費 更生医療費給付費 ○地域生活支援事業の減 自発的活動支援事業補助金	△1,007 △1,007 △7 △1,000 △24,594 △723 △8 △40 △300 △375 △21,357 △18,713 △110 △28 △926 △1,580 △2,514 △100

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									日常生活用具給付等事業給付費 <span style="float:right">△2,314</span> 知的障害者職親委託制度事業給付費 <span style="float:right">△100</span> ◎障害児福祉事業の減 <span style="float:right">△50</span> ○障害児福祉事業の減 <span style="float:right">△50</span> 肢体不自由児通所医療費 <span style="float:right">△50</span>	
3 老人福祉費	875,662	△5,740	869,922	5,395			△11,135	18 負担金、補助及び交付金 <span style="float:right">△2,286</span> 27 繰出金 <span style="float:right">△3,454</span>	◎老人福祉総務事業の減 <span style="float:right">△2,187</span> ○老人福祉総務事業の減 <span style="float:right">△2,187</span> 老人クラブ連合会運営費補助金 <span style="float:right">△957</span> 高齢者にやさしい住まいづくり推進事業補助金 <span style="float:right">△1,230</span> ◎介護保険運営事業の減 <span style="float:right">△3,553</span> ○低所得利用者負担対策事業の減 <span style="float:right">△99</span> 社会福祉法人利用者負担減免事業補助金 <span style="float:right">△99</span> ○介護保険事業特別会計繰出事業の減 <span style="float:right">△3,454</span> 低所得者保険料軽減繰出金 <span style="float:right">△3,454</span>	
5 保養センター費	53,788	0	53,788	1,899			△1,899		財源更正	
計	2,443,038	△36,291	2,406,747	△26,242			△10,049			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	306,799	△2,669	304,130	△2,906		7	230	12 委 託 料	△1,730	◎児童福祉総務事業の減	△430
								18 負担金、補助 及び交付金	△939	○児童行政事業の減	△430
										いわて子育て応援在宅育児支 援金	△430
										◎健全育成事業の減	△509
										○児童館運営事業の減	△509
										放課後児童支援員等処遇改善 事業補助金	△509
										◎あんしん子育て事業の減	△1,730
										○子ども子育て支援事業の減	△199
										ショートステイ支援業務委託 料	△199
										○重層的支援体制整備事業の減	△1,531
										地域子育て支援拠点業務委託 料	△1,531
2 児童措置 費	552,573	0	552,573	△3			3			財源更正	
3 児童福祉 施設費	1,581,275	△44,419	1,536,856	423		△537	△44,305	12 委 託 料	△1,864	◎保育委託事業の減	△1,864
								18 負担金、補助 及び交付金	△22,674	○保育委託事業の減	△1,864
								19 扶 助 費	△19,881	町内私立保育園運営業務委託 料	△1,864
										◎私立保育園助成事業の減	△22,674
										○私立保育園運営費助成事業の 減	△4,475
										児童福祉施設等産休等代替職 員費補助金	△486
										私立保育園等運営費補助金	△1,350
										子ども・子育て支援事業費補 助金	△2,639
										○私立保育園等整備費補助事業 の減	△18,199

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									就学前教育・保育施設整備費補助金 <span style="float:right">△15,679</span> 保育対策総合支援事業補助金 <span style="float:right">△2,520</span>  ◎認定こども園施設型給付事業の減 <span style="float:right">△9,118</span> ○認定こども園施設型給付事業の減 <span style="float:right">△9,118</span> 認定こども園施設型給付費 <span style="float:right">△9,118</span>  ◎地域型保育給付事業の減 <span style="float:right">△8,904</span> ○地域型保育給付事業の減 <span style="float:right">△8,904</span> 地域型保育給付費 <span style="float:right">△8,904</span>  ◎施設等利用給付事業の減 <span style="float:right">△1,859</span> ○施設等利用給付事業の減 <span style="float:right">△1,859</span> 子育て応援認可外保育施設利用料無償化事業給付金 <span style="float:right">△1,859</span>	
4母子福祉費	144,119	△4,346	139,773	△3,173			△1,173	19扶助費	△4,346	◎母子福祉医療費助成事業の減 <span style="float:right">△4,346</span> ○子ども医療費助成事業の減 <span style="float:right">△3,859</span> 医療給付費 <span style="float:right">△3,859</span> ○妊産婦医療費助成事業の減 <span style="float:right">△487</span> 医療給付費 <span style="float:right">△487</span>
計	2,584,766	△51,434	2,533,332	△5,659		△530	△45,245			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	243,192	△1,739	241,453	△763		△100	△876	18負担金、補助及び交付金	△478	◎保健衛生総務事業の減 <span style="float:right">△280</span> ○保健衛生総務事業の減 <span style="float:right">△280</span> 骨髄ドナー支援事業助成金 <span style="float:right">△280</span>
								19扶助費	△1,261	

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

										◎成人検診事業の減	△198
										○成人検診事業の減	△198
										がん患者医療用補整具購入費 助成金	△198
										◎母子保健事業の減	△1,261
										○母子保健事業の減	△1,261
										未熟児養育医療給付費	△1,261
計	350,401	△1,739	348,662	△763			△100	△876			

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 環境衛生費

2環境保全 費	35,626	△24,105	11,521	△24,039			△66	18負担金、補助 及び交付金	△24,105	◎環境保全事業の減	△24,105
										○重点対策加速化事業の減	△24,105
										地域脱炭素移行重点対策補助 金	△24,105
3斎場費	22,349	0	22,349	113			△113			財源更正	
計	599,859	△24,105	575,754	△23,926			△179				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

3農業振興 費	38,710	0	38,710	142			△142			財源更正	
4畜産業費	3,931	△90	3,841	△90				18負担金、補助 及び交付金	△90	◎畜産生産振興事業の減	△90
										○畜産農家物価高騰対策支援事 業の減	△90
										畜産農家物価高騰対策支援金	△90
5農地費	279,960	0	279,960		△300		300			財源更正	
計	601,639	△90	601,549	52	△300		158				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 林業振興費	17,935	349	18,284				349	24 積立金	349	◎林業総務事業の増 ○林業総務事業の増 森林環境譲与税積立金	349 349 349
計	17,935	349	18,284				349				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	68,323	0	68,323	△2,093			2,093			財源更正
4 観光費	26,742	0	26,742	△1			1			財源更正
計	147,436	0	147,436	△2,094			2,094			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	519,295	0	519,295		△1,100		1,100			財源更正
3 道路新設改良費	364,566	0	364,566	5,387	△4,000		△1,387			財源更正
4 橋梁維持費	73,858	0	73,858	△5,387			5,387			財源更正
計	1,012,614	0	1,012,614		△5,100		5,100			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	239,902	0	239,902	116			△116			財源更正
-----------	---------	---	---------	-----	--	--	------	--	--	------

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

計	534,313	0	534,313	116			△116		
---	---------	---	---------	-----	--	--	------	--	--

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

2住宅改修費	38,096	0	38,096	2,706			△2,706		財源更正
計	71,558	0	71,558	2,706			△2,706		

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	164,522	0	164,522	△278	△300		578		財源更正
2教育振興費	94,579	0	94,579	3			△3		財源更正
計	259,101	0	259,101	△275	△300		575		

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	74,965	0	74,965	45			△45		財源更正
2教育振興費	53,255	0	53,255	△3			3		財源更正
計	128,220	0	128,220	42			△42		

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育総務費	87,227	0	87,227	△74			74		財源更正
3文化会館費	72,686	0	72,686	210			△210		財源更正

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5史跡公園建設費	11,037	0	11,037	△45			45		財源更正	
計	239,358	0	239,358	91			△91			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

2体育施設費	44,470	0	44,470	65			△65		財源更正
3学校給食費	291,031	0	291,031	△18			18		財源更正
計	346,548	0	346,548	47			△47		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
 又は、支出額見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
小規模小口資金保証料補給	岩手県信用保証協会が定める保証料のうち1.0%以内の額			令和 7年度から 令和11年度まで	269				269

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	5,960,802	5,754,176	646,700	717,720	5,683,156
(1) 総務	180,555	138,847	200,000	26,722	312,125
(2) 民生	69,064	57,570	6,400	5,213	58,757
(3) 衛生	241,530	213,673	0	27,895	185,778
(4) 農林水産	101,800	145,839	110,000	5,558	250,281
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,803,770	3,714,850	265,100	458,369	3,521,581
(7) 公営住宅	54,799	67,273	18,100	3,381	81,992
(8) 消防	16,228	64,862	42,200	5,462	101,600
(9) 教育	1,493,056	1,351,262	4,900	185,120	1,171,042
2 災害復旧債	73,900	41,179	0	8,728	32,451
3 減税補てん債	11,044	5,263	0	3,743	1,520
4 臨時財政対策債	4,420,439	4,034,823	0	411,873	3,622,950
5 減収補てん債	6,913	5,926	0	987	4,939
合 計	10,473,098	9,841,367	646,700	1,143,051	9,345,016

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率：月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当	計				
補正後	長 等	2		16,428	5,511 (3.50)		198	33		22,170	2,227	24,397	退職手当負担金 2,629
	議 員	18	53,052		17,795 (3.50)					70,847	13,945	84,792	
	その他の 特別職	774	37,444	6,780	1,467 (3.50)		93	85		45,869	1,300	47,169	退職手当負担金 1,153
	計	794	90,496	23,208	24,773 (3.50)		291	118		138,886	17,472	156,358	退職手当負担金 3,782
補正前	長 等	2		16,428	5,511 (3.50)		198	33		22,170	2,227	24,397	退職手当負担金 2,629
	議 員	18	53,052		17,795 (3.50)					70,847	13,945	84,792	
	その他の 特別職	774	37,457	6,780	1,467 (3.50)		93	85		45,882	1,300	47,182	退職手当負担金 1,153
	計	794	90,509	23,208	24,773 (3.50)		291	118		138,899	17,472	156,371	退職手当負担金 3,782
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0		0	0	0	退職手当負担金 0
	議 員	0	0		0 (0.00)					0	0	0	
	その他の 特別職	0	△ 13	0	0 (0.00)		0	0		△ 13	0	△ 13	退職手当負担金 0
	計	0	△ 13	0	0 (0.00)		0	0		△ 13	0	△ 13	退職手当負担金 0

2 一般職  
(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	177 【0】	(187,389)	639,565 (37,111)	394,724 (79,044)	1,034,289 (303,544)	198,937 (49,868)	1,233,226 (353,412)	退職手当負担金 109,163 児童手当 11,500
補正前	177 【0】	(187,530)	639,565 (37,111)	395,994 (79,044)	1,035,559 (303,685)	198,937 (49,868)	1,234,496 (353,553)	退職手当負担金 109,163 児童手当 11,500
比較	0 【0】	(△141)	0 (0)	△1,270 (0)	△1,270 (△141)	0 (0)	△1,270 (△141)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【 】内は再任用短時間勤務職員について内書き、( )内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当	地域手当	単身赴任手当	在宅勤務等手当
	補正後	13,648	11,243	16,190	141,065	111,657	11,788	8,976	464	675	77,170	290	0	895	648	15
	補正前	13,648	11,243	16,190	141,065	111,657	11,788	8,976	536	675	78,368	290	0	895	648	15
	比較	0	0	0	0	0	0	0	△72	0	△1,198	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0			
職員手当	△1,270	制度改正による増減分		
		その他の増減分	△1,270 時間外勤務手当等の減	



報告第6号

令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処  
分に係る報告について

令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自  
治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町  
条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の  
規定により次のとおり報告する。

令和8年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日  
矢巾町長 高 橋 昌 造

## 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187,294千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,544,622千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		2,046,073	△187,294	1,858,779
	1 県 補 助 金	2,046,073	△187,294	1,858,779
補正されなかった款項にかかる金額		685,843		685,843
歳 入 合 計		2,731,916	△187,294	2,544,622

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		2,014,373	△199,785	1,814,588
	1 療 養 諸 費	1,741,374	△178,282	1,563,092
	2 高 額 療 養 費	265,866	△21,473	244,393
	3 移 送 費	30	△30	0
3 国民健康保険事業費納付金		585,194	0	585,194
	1 医 療 給 付 費 分	403,482	0	403,482
4 保 健 事 業 費		46,180	0	46,180
	1 保 健 事 業 費	46,180	0	46,180
5 基 金 積 立 金		43,400	12,491	55,891
	1 基 金 積 立 金	43,400	12,491	55,891
補正されなかった款項にかかる金額		42,769		42,769
歳 出 合 計		2,731,916	△187,294	2,544,622



# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	464,666		464,666
2 使用料及び手数料	140		140
3 国庫支出金	96		96
4 県支出金	2,046,073	△187,294	1,858,779
5 財産収入	751		751
6 繰入金	188,176		188,176
7 繰越金	24,407		24,407
8 諸収入	7,607		7,607
歳入合計	2,731,916	△187,294	2,544,622

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	27,899		27,899				
2 保険給付費	2,014,373	△199,785	1,814,588	△200,072			287
3 国民健康保険事業費納付金	585,194		585,194	12,878			△12,878
4 保健事業費	46,180		46,180	△100			100
5 基金積立金	43,400	12,491	55,891				12,491
6 公債費	1		1				
7 諸支出金	13,869		13,869				
8 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	2,731,916	△187,294	2,544,622	△187,294			

歳

入



2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	2,046,073	△187,294	1,858,779	1 普通交付金	△200,072	普通交付金の減 △200,072
				2 特別交付金	12,778	保険者努力支援分の減 特別調整交付金分の増 県繰入金分の増 特定健康診査等負担金分の減 △940 7,298 6,520 △100
計	2,046,073	△187,294	1,858,779			

4 県支出金



歳

出



3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1一般被保険者療養給付費	1,724,963	△175,984	1,548,979	△175,984				18負担金、補助及び交付金	△175,984	◎一般被保険者療養給付事業の減 ○一般被保険者療養給付事業の減 一般被保険者療養給付費	△175,984 △175,984 △175,984
2一般被保険者療養費	11,975	△2,298	9,677	△2,298				18負担金、補助及び交付金	△2,298	◎一般被保険者療養費給付事業の減 ○一般被保険者療養費給付事業の減 一般被保険者療養支給費	△2,298 △2,298 △2,298
計	1,741,374	△178,282	1,563,092	△178,282							

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1一般被保険者高額療養費	265,445	△21,058	244,387	△21,345			287	18負担金、補助及び交付金	△21,058	◎一般被保険者高額療養費給付事業の減 ○一般被保険者高額療養費給付事業の減 一般被保険者高額療養費	△21,058 △21,058 △21,058
2一般被保険者高額介護合算療養費	421	△415	6	△415				18負担金、補助及び交付金	△415	◎一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の減 ○一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の減 一般被保険者高額介護合算療養費	△415 △415 △415
計	265,866	△21,473	244,393	△21,760			287				

2 保険給付費

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1一般被保険者移送費	30	△30	0	△30				18負担金、補助及び交付金	△30	◎一般被保険者移送事業の減 ○一般被保険者移送事業の減 一般被保険者移送費	△30 △30 △30
計	30	△30	0	△30							

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1一般被保険者医療給付費分	403,482	0	403,482	12,878			△12,878			財源更正	
計	403,482	0	403,482	12,878			△12,878				

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

2疾病予防費	45,058	0	45,058	△100			100			財源更正	
計	46,180	0	46,180	△100			100				

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1財政調整基金積立金	43,400	12,491	55,891				12,491	24積立金	12,491	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金	12,491 12,491 12,491
計	43,400	12,491	55,891				12,491				



報告第7号

令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に  
係る報告について

令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和8年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日  
矢巾町長 高 橋 昌 造

## 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,240千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,740,479千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		5,414	△49	5,365
	1 負担金	5,414	△49	5,365
4 国庫支出金		523,927	△27,699	496,228
	2 国庫補助金	84,988	△27,699	57,289
5 支払基金交付金		676,741	△23,000	653,741
	1 支払基金交付金	676,741	△23,000	653,741
6 県支出金		367,838	△14,038	353,800
	1 県負担金	357,757	△12,907	344,850
	2 県補助金	10,081	△1,131	8,950
8 繰入金		380,661	△3,454	377,207
	1 一般会計繰入金	380,661	△3,454	377,207
補正されなかった款項にかかる金額		854,138		854,138
歳入合計		2,808,719	△68,240	2,740,479

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		2,595,566	△63,179	2,532,387
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,389,519	△63,179	2,326,340
3 地 域 支 援 事 業 費		75,423	△5,061	70,362
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	45,497	△4,415	41,082
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	25,766	△646	25,120
補正されなかった款項にかかる金額		137,730		137,730
歳 出	合 計	2,808,719	△68,240	2,740,479



# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	637,380		637,380
2 分担金及び負担金	5,414	△49	5,365
3 使用料及び手数料	28		28
4 国庫支出金	523,927	△27,699	496,228
5 支払基金交付金	676,741	△23,000	653,741
6 県支出金	367,838	△14,038	353,800
7 財産収入	810		810
8 繰入金	380,661	△3,454	377,207
9 繰越金	215,898		215,898
10 諸収入	22		22
歳入合計	2,808,719	△68,240	2,740,479

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	42,748		42,748					
2 保険給付費	2,595,566	△63,179	2,532,387	△38,834		△23,395	△950	
3 地域支援事業費	75,423	△5,061	70,362	△2,903		△3,108	950	
4 基金積立金	39,251		39,251					
5 公債費	1		1					
6 諸支出金	45,730		45,730					
7 予備費	10,000		10,000					
歳出合計	2,808,719	△68,240	2,740,479	△41,737		△26,503		

歳

入



2 歳 入

(款) 2 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地域支援事業費負担金	5,414	△49	5,365	1 在宅医療・介護連携推進事業費負担金	△49	在宅医療・介護連携推進事業費負担金の減 紫波郡地域包括ケア推進協議会負担金の減
計	5,414	△49	5,365			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	60,428	△25,927	34,501	1 調整交付金	△25,927	調整交付金の減
2 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	9,863	△623	9,240	1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	△623	介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金の減
3 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	7,835	△1,149	6,686	1 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	△1,149	介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金の減
計	84,988	△27,699	57,289			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	660,953	△19,941	641,012	1 介護給付費交付金	△19,941	介護給付費交付金の減
2 地域支援事業支援交付金	15,788	△3,059	12,729	1 地域支援事業支援交付金	△3,059	地域支援事業支援交付金の減
計	676,741	△23,000	653,741			

2 分担金及び負担金

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	357,757	△12,907	344,850	1 介護給付費負担金	△12,907	介護給付費負担金の減 △12,907
計	357,757	△12,907	344,850			

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	6,164	△733	5,431	1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	△733	介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金の減 △733
2 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	3,917	△398	3,519	1 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	△398	介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金の減 △398
計	10,081	△1,131	8,950			

(款) 8 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 低所得者保険料軽減繰入金	23,009	△3,454	19,555	1 低所得者保険料軽減繰入金	△3,454	低所得者保険料軽減繰入金の減 △3,454
計	380,661	△3,454	377,207			

歳

出



### 3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 居宅介護サービス給付費	885,398	△33,979	851,419	△20,612		△12,417	△950	18 負担金、補助及び交付金	△33,979	◎居宅介護サービス費給付事業の減 △33,979 ○居宅介護サービス費給付事業の減 △33,979 居宅介護サービス給付費 △33,979
3 施設介護サービス給付費	1,003,807	△29,200	974,607	△18,222		△10,978		18 負担金、補助及び交付金	△29,200	◎施設介護サービス費給付事業の減 △29,200 ○施設介護サービス費給付事業の減 △29,200 施設介護サービス給付費 △29,200
計	2,389,519	△63,179	2,326,340	△38,834		△23,395	△950			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	40,375	△4,314	36,061	△1,255		△3,059		18 負担金、補助及び交付金	△4,314	◎介護予防・生活支援サービス事業の減 △4,314 ○第1号訪問事業の減 △1,439 第1号訪問事業負担金 △1,439 ○第1号通所事業の減 △2,875 第1号通所事業負担金 △2,875
2 介護予防ケアマネジメント事業費	5,122	△101	5,021	△101				18 負担金、補助及び交付金	△101	◎介護予防ケアマネジメント事業の減 △101 ○介護予防ケアマネジメント事業の減 △101 介護予防ケアマネジメント事業負担金 △101
計	45,497	△4,415	41,082	△1,356		△3,059				

2 保険給付費

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 認知症総合支援事業費	12,230	△597	11,633	△1,547			950	12 委託料	△597	◎認知症総合支援事業の減 ○認知症総合支援事業の減 認知症施策総合推進事業委託料 △597
3 在宅医療・介護連携推進事業費	9,772	△49	9,723			△49		7 報償費	△49	◎在宅医療・介護連携推進事業の減 ○在宅医療・介護連携推進事業の減 謝礼 △49 △49
計	25,766	△646	25,120	△1,547		△49	950			

報告第8号

令和7年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 令和7年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企 業 債	工事補償費	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
1	資本的支出	1 建設改良費	水道施設工事費	円	円	円	円	円	円	円	円	機器の入荷に期間を要し、年度内での工事完成が困難となったため。
			80,434,000	74,934,200	1,388,000	0	0	0	1,388,000	4,111,800	円	
			配水管布設替工事費	円	円	円	円	円	円	円	円	記録的な積雪により工事の進捗に大幅な遅れが生じ、年度内での工事完成が困難となったため。
			351,945,300	204,915,700	145,617,000	0	0	0	145,617,000	1,412,600	円	
合 計			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			432,379,300	279,849,900	147,005,000	0	0	0	147,005,000	5,524,400	円	0

報告第9号

令和7年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他会計負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
1	1		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
公共下水道資本的支出	建設改良費	管渠等工事費	427,990,000	225,838,800	191,880,000	134,800,000	0	42,000,000	15,080,000	10,271,200	0	国の補正予算によって国庫補助金が追加交付される見通しとなり、適切な施工期間を確保する必要があるため。

## 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,882,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 4 月 27 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,796,826	2,429	1,799,255
	2 国庫補助金	313,927	2,429	316,356
15 県支出金		1,100,924	3,757	1,104,681
	2 県補助金	413,145	3,757	416,902
18 繰入金		431,031	8,197	439,228
	2 基金繰入金	416,825	8,197	425,022
補正されなかった款項にかかる金額		8,539,719		8,539,719
歳入合計		11,868,500	14,383	11,882,883

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,508,758	9,223	1,517,981
	1 総務管理費	1,249,550	9,223	1,258,773
4 衛生費		941,273	301	941,574
	1 保健衛生費	307,278	301	307,579
6 農林水産業費		645,195	0	645,195
	1 農業費	621,454	0	621,454
8 土木費		1,049,052	4,859	1,053,911
	2 道路橋梁費	350,559	4,859	355,418
10 教育費		1,132,315	0	1,132,315
	4 社会教育費	265,493	0	265,493
補正されなかった款項にかかる金額		6,591,907		6,591,907
歳出合計		11,868,500	14,383	11,882,883

# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	4,105,202		4,105,202
2 地 方 譲 与 税	170,674		170,674
3 利 子 割 交 付 金	9,936		9,936
4 配 当 割 交 付 金	17,348		17,348
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,691		7,691
6 法 人 事 業 税 交 付 金	84,701		84,701
7 地 方 消 費 税 交 付 金	962,156		962,156
8 環 境 性 能 割 交 付 金	124		124
9 地 方 特 例 交 付 金	45,093		45,093
10 地 方 交 付 税	2,417,575		2,417,575
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,827		2,827
12 分 担 金 及 び 負 担 金	78,987		78,987
13 使 用 料 及 び 手 数 料	79,985		79,985
14 国 庫 支 出 金	1,796,826	2,429	1,799,255
15 県 支 出 金	1,100,924	3,757	1,104,681
16 財 産 収 入	14,532		14,532
17 寄 附 金	153,054		153,054
18 繰 入 金	431,031	8,197	439,228
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	90,034		90,034
21 町 債	239,800		239,800
歳 入 合 計	11,868,500	14,383	11,882,883

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	125,790		125,790					
2 総務費	1,508,758	9,223	1,517,981					9,223
3 民生費	4,718,542		4,718,542					
4 衛生費	941,273	301	941,574					301
5 労働費	25,753		25,753					
6 農林水産業費	645,195		645,195					
7 商工費	130,189		130,189					
8 土木費	1,049,052	4,859	1,053,911	2,429				2,430
9 消防費	391,940		391,940					
10 教育費	1,132,315		1,132,315	3,757				△3,757
11 災害復旧費	2,200		2,200					
12 公債費	1,188,492		1,188,492					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	11,868,500	14,383	11,882,883	6,186				8,197

歳

入



2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 土木費国庫補助金	116,630	2,429	119,059	4 地域未来交付金	2,429	地域未来交付金 2,429
計	313,927	2,429	316,356			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	9,173	3,757	12,930	7 地域経営推進費補助金	3,757	地域経営推進費補助金 3,757
計	413,145	3,757	416,902			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	412,820	8,197	421,017	1 財政調整基金繰入金	8,197	財政調整基金繰入金の増 8,197
計	416,825	8,197	425,022			



歳

出



3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	488,605	6,249	494,854				6,249	7報 償 費	6,249	◎一般管理事業の増 ○一般管理事業の増 報償費	6,249 6,249 6,249
5財産管理費	169,115	2,648	171,763				2,648	12委 託 料	2,648	◎財産管理事業の増 ○財産管理事業の増 測量調査業務委託料	2,648 2,648 2,648
6企画費	167,180	76	167,256				76	8旅 費	76	◎企画事業の増 ○地方創生事業の増 普通旅費	76 76 76
9コミュニ ティ対策 費	45,822	250	46,072				250	18負担金、補助 及び交付金	250	◎コミュニティ推進事業の増 ○コミュニティ組織育成事業の 増 コミュニティ活動促進事業補 助金	250 250 250
計	1,249,550	9,223	1,258,773				9,223				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2予防費	71,471	301	71,772				301	18負担金、補助 及び交付金	301	◎予防接種事業の増 ○予防接種事業の増 定期予防接種費用助成金	301 301 301
計	307,278	301	307,579				301				

2 総務費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2道路維持費	114,216	4,859	119,075	2,429			2,430	12委託料	4,859	◎道路維持事業の増 ○道路維持管理事業の増 道路管理システム業務委託料	4,859 4,859 4,859
計	350,559	4,859	355,418	2,429			2,430				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

4文化財保護費	4,553	0	4,553	115			△115			財源更正	
5史跡公園建設費	17,564	0	17,564	320			△320			財源更正	
7矢巾町史編さん費	11,120	0	11,120	3,322			△3,322			財源更正	
計	265,493	0	265,493	3,757			△3,757				

